

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、尼崎市内に開設している児童福祉法第19条の3第1項に定める指定医の勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関」という。）に対し、小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（厚生労働省発健0530第5号）に基づき国が交付する国庫補助金を受けて、国の小児慢性データベースに小児慢性特定疾病に係る医療意見書をオンライン登録するための環境整備事業（以下「補助事業」という。）に係る費用を補助することにより、医療機関の医療意見書のオンライン登録化を促進するために実施する尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付の対象事業）

第2条 この要綱による補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、医療機関が実施する国の小児慢性データベースに小児慢性特定疾病に係る医療意見書をオンライン登録するための環境整備事業とする。

（補助金の交付対象となる者）

第3条 市は、前条に掲げる事業を行う医療機関に対し補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 医療機関が、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた場合
- (2) 医療機関が、既に兵庫県が実施する感染症予防事業費等国庫負担（補助）金要綱（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働省事務次官通知の別添）に基づく同種の補助金の交付を受けた場合
- (3) 医療機関が、第7条に規定する補助金の交付決定より前に、国の小児慢性データベースに小児慢性特定疾病に係る医療意見書をオンライン登録するための環境整備に係る機器の購入等に係る契約又は購入等に係る相手方への支払を行った場合

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条に定める補助対象事業である国の小児慢性データベースに小児慢性特定疾病に係る医療意見書をオンライン登録するための環境整備に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) パソコン端末及びプリンタの購入経費
- (2) ネットワーク環境の整備経費
- (3) 医療機関内のシステム改修経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、10万円（補助基準額）と補助対象の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方に2分の1を乗じて得た金額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、一医療機関あたり上限5万円とする。

（交付申請）

第6条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする医療機関は、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類（写しでも可）を添付しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 次の書類のうち該当するもの
 - ア パソコン端末及びプリンタの仕様書（パンフレット又はカタログ等でも可）
 - イ ネットワーク環境整備についての説明資料
 - ウ 医療機関内のシステム改修についての説明資料
- (3) その他参考となる書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

（交付条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を行う場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(2) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入れ控除額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を本市に納付させることがある。

(3) 補助対象事業に関連し、厚生労働省からの調査等への協力の求めがあった場合に応じること。

（決定の通知）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請した医療機関に通知する。

2 市長は、第7条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に通知するものとする。

（事業の推進）

第10条 前条の補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、適切に事業を推進しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、第9条の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。
- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。変更の承認を行う場合においては、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定変更承認通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。
- 4 前項の場合においては、第9条の規定を準用する。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日までに尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書(様式第7号)及び経費の支出を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付確定書(様式第8号)で補助金の額を通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、

当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金等の交付請求）

第16条 第14条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第18条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。ただし補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に関する告示（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）の定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 要綱に違反したとき。

- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
 - (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(報告、検査及び指示)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第18条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第22条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第23条 この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この交付要綱は、令和7年8月4日から施行する。

年 月 日

尼崎市長 様

申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者)

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書

年度 尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金について、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付申請額 (円)

2 補助対象期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 医療機関概要

- (1) 医療機関名
- (2) 医療機関所在地
- (3) 医療機関コード
- (4) 連絡先
- (5) 勤務している小児慢性特定疾病指定医の氏名・指定医番号

4 添付書類(写しでも可)

- (1) 見積書
- (2) 次の書類のうち該当するもの
 - ア パソコン端末及びプリンタの仕様書(パンフレット又はカタログ等でも可)
 - イ ネットワーク環境整備についての説明資料
 - ウ 医療機関内のシステム改修についての説明資料
- (3) その他参考となる書類

5 誓約事項(□に✓を記入)

- ☐ 兵庫県が実施する感染症予防事業費等国庫負担(補助)金要綱(平成 20 年 12 月 19 日厚生労働省発健第 1219002 号厚生労働省事務次官通知の別添)に基づく同種の補助金の交付を既に受けていないことを確認したうえで申請します。

尼 第 号
年 月 日

様

尼 崎 市 長

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度 尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金について、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 () 円
- 2 補助事業者は、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 3 この事業は、 年 月 日までに完了しなければならない。

尼 第 号
年 月 日

様

尼 崎 市 長

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度 尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金については、下記の理由により交付しないこととしたので、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

(交付しない理由)

年 月 日

尼崎市長 様

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請取下書

年 月 日付尼 第 号にて通知のあった 年度 尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金の交付決定について、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

年 月 日

尼崎市長 様

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付尼 第 号にて交付決定を受けた 年度 尼崎市小児慢性
特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金について、尼崎市小児慢性特定疾病医療機
関オンライン化支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり変更
の承認を申請します。

記

(変更承認内容)

尼 第 号
年 月 日

様

尼 崎 市 長

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日付尼 第 号にて交付決定した 年度尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金について、 年 月 日付の変更承認申請に対し、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

(変更承認内容)

年 月 日

尼崎市長 様

申請者 住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者)

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 尼 第 号にて交付決定を受けた 年度 尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金について、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 補助金の予定金額 () 円

2 添付書類

- ・ 領収書の写し
- ・ 納品書の写し
- ・ 写真(パソコン端末、プリンタ及びその他附属物の購入の場合)
- ・ その他経費の支出を確認するために必要な書類

尼 第 号
年 月 日

様

尼 崎 市 長

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付確定書

年 月 日付で実績報告のあった 年度 尼崎市小児慢性特定疾病指定医療機関における公費負担医療及び地方公共団体の医療費助成事業に係る資格確認のオンライン化事業補助金について、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づく審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

記

補助金の額 () 円

年 月 日

尼崎市長 様

申請者 住所
氏名 (法人にあっては名称及び代表者)

尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付尼 号にて交付の確定を受けた 年度 尼崎市小児慢性特定疾病
医療機関オンライン化支援事業補助金について、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンラ
イン化支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の請求額 () 円
- 2 補助金の振込先

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

尼崎市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 尼 第 号により交付決定を受けた 年度 尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金については、尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 号の規定により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 尼崎市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱の規定による
確定額又は実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額 (要補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料)を添付します。